

# 平成30年12月定例教育委員会 会 議 録

- ◎ 開催日時 平成30年12月26日（水）午後2時00分～午後3時30分
- ◎ 場 所 富田林市役所 庁議室
- ◎ 出席委員

教 育 長	教育長職務 代 理 者	委 員	委 員	委 員
芝本 哲也	仲野 務	山元 直美	勝山 健一	南 栄子

## ◎ 事 務 局

山本 教育総務課長	山下 教育総務部長	山本 生涯学習部長	古村 教育総務部付 部長兼 教育指導室長	金銅 教育総務部 理事兼 学校給食課長
辻野 教育総務部 次長代理兼 教育指導室次長	房田 生涯学習部 次長代理兼 文化財課長	正木 生涯学習課長	阪本 中央公民館長 兼東公民館長 兼金剛公民館長	尾谷 中央図書館長
井尻 金剛図書館長	西岡 教育指導室参事			
				(書記)谷塚 教育総務課長代理

# 平成 30 年度 1 2 月定例教育委員会会議録

平成 30 年 12 月 26 日(水)

開会：午後 2 時 00 分

閉会：午後 3 時 30 分

山本教育総務課長

平成 30 年度 12 月定例会議に入ります前に事務連絡から始めさせていただきます。次回の定例会議の日程でございますが、1 月 24 日（木）午後 4 時 00 分から、富田林市役所庁議室での開会を予定しております。それでは、本日の議事日程をご説明させていただきます。

《別紙、議事日程を説明》

それでは、教育長開会をお願いいたします。

芝本教育長

それでは、平成 30 年度 12 月定例教育委員会会議を開会いたします。

まずは、日程第 1、会議録署名委員の指名について、今月は、仲野教育長職務代理よろしくをお願いいたします。

仲野委員

わかりました。

芝本教育長

続いて、日程第 2、会議録の承認について、先月 11 月定例教育委員会会議の会議録について確認していただきまして、何か訂正、付け加え等はありませんか。特に無いようですので、会議録については承認とさせていただきます。続きまして、日程第 3、教育長報告に移ります。今月は 4 件の報告がございます。それでは、報告第 21 号、教育委員会の後援名義承認申請のあった行事についてですが、今月は新たに承認申請のあった行事が 2 件ございますので、生涯学習課より説明をお願いします。

正木生涯学習課長

まず①、行事名、こども防災&国際交流キャンプ、主催者はこども防災協会でございます。内容は、防災も、英語も、多文化共生も学べるよくばりキャンプ、期日は平成 31 年 1 月 19 日から 10 月 27 日までとなります。場所は国立淡路青少年交流の家、対象者は大阪府内の小学生、外国人留学生、日本人留学経験者、参加料は 24,800 円となります。申請の理由ですが、こども防災協会は地域社会で、日本、世界のすべてのこどもたちやその家族、その他の手助けを必要とする人々に対して、有事や災害時に命を守るための教育、啓蒙の機会、サービスの提供に関する事業や支援事業を行い、いざという時、生き延びる人々が多くなる社会に寄与することを目的としています。昨年度の大阪府内でのこどもキャンプの参加者実績では、実施回数 6 回で 370 名の参加がございました。今回のこども防災&国際交流キャンプは、こどもたちがワクワクドキドキ。防災も、英語も、多文化共生も学べるよくばりキャンプをキャッチフレーズに、「楽しい」を入りに、自分の命を守ることや、防災の知識、経験をあそびの中で学べるキャンプとなっております。よって、本事業は後援等に関する事務処理要領第 3 条、教育、文化、生涯学習、学術及びスポーツの振興等に資する諸事業と認められ、営利を主たる目的とせず、政治的、宗教的な活動ではなく、生涯学習事業であると思われるので、後援名義の使用を承認することは問題ないと考えます。

続きまして、②行事名、まちゼミ IN じないまちについてですが、主催者は富田林商工会、内容は地域内外の来店者を促進し、講座を通して販売促進を推進するもので

ございます。期日は平成 31 年 2 月 1 日から 2 月 28 日、場所は富田林寺内町及び周辺地域、対象者は地域事業者、参加料は商工会会員 1,000 円、非会員 2,000 円となっております。申請の理由ですが、まちゼミ IN じないまちは、富田林商工会が開催する事業で、内容は地域内事業者が講師となり、お店ならではの知識や情報を消費者に提供し、販売促進につなげるものです。また、営利を主たる目的とした事業ではございません。よって、本事業は後援等に関する事務処理要領第 3 条、教育、文化、生涯学習、学術及びスポーツの振興等に資する諸事業と認められ、営利を主たる目的とせず、政治的、宗教的な活動ではなく、生涯学習事業であると思われまますので、後援名義の使用を承認することは問題ないと考えます。以上、よろしく願いいたします。

芝本教育長

ありがとうございます。それでは、①の行事につきまして、何かご質問等はございませんか。

勝山委員

この行事は、全国の都道府県で開催されているのですか。

正木生涯学習課長

はい、そのとおりでございます。

勝山委員

淡路島で行われますが、関西圏だけですか。例えば、関東方面では別の場所で行うようになっているのですか。

正木生涯学習課長

開催場所である国立淡路青少年交流の家で集中して行っていると聞いております。

勝山委員

この参加料 24,800 円は一泊の費用ですか。

正木生涯学習課長

はい、そのとおりでございます。

勝山委員

対象者の外国人留学生や日本人留学経験者は、年齢は関係ないのですか。

正木生涯学習課長

外国人留学生や日本人留学経験者は関係ございません。

勝山委員

外国人留学生や日本人留学経験者からも参加料を頂くのですか。

正木生涯学習課長

参加料は頂きません。参加料につきましては、宿泊代だけでなく、バス代や外国の文化などをご紹介していただく外国人留学生や日本人留学経験者に係る費用が含まれております。

仲野委員

今回の後援名義申請については、大阪府内の小学生が対象となっておりますので、大阪府下の市町村が後援されるのですか。

正木生涯学習課長

はい、そのとおりでございます。

芝本教育長

実施期間が長期に渡っていますが、どのくらいの頻度で開催されているのですか。

正木生涯学習課長

この期間内に、6 回行われる予定でございます。

南委員

今回は大阪府内で募集していますが、例えば、前年度は他の都道府県で実施されているのですか。また、同様の行事について毎年実施されているのですか。

正木生涯学習課長

ご質問の件につきましては確認し、改めてご報告させていただきます。

芝本教育長

他に、何かご質問等はございませんか。特に無いようですので、次に、②の行事につきまして、何かご質問等はございませんか。

勝山委員

この行事は、今回初めて行われるのですか。

正木生涯学習課長

はい、そのとおりでございます。

勝山委員

具体的に、どのような業種の人がゼミを開催されるのですか。

正木生涯学習課長

富田林寺内町及びその周辺地域で商店を出店されている業種となります。例えば、工芸店やふとん店、洋服の仕立屋、宿泊業を営んでおられる方など、経営の中で培ってこられたノウハウをいろいろな方に教えるという内容でございます。

勝山委員  
正木生涯学習課長  
勝山委員

対象者が、地域事業者となっていますが、一般の方が聞くことはできるのですか。今回のまちゼミを聞くのは、一般の方となります。

ゼミを開催するのは地域事業者であって、参加料は商工会会員が2,000円、一般の方は1,000円必要となるのですか。

正木生涯学習課長  
山元委員  
正木生涯学習課長  
山元委員

この参加料は出展するための参加料で、ゼミを聞くことは無料となっております。どのくらいのゼミが予定されているのですか。

28のゼミが予定されております。

同じ日に重複することもあるのですね。

正木生涯学習課長  
勝山委員  
正木生涯学習課長  
芝本教育長

はい、そのとおりでございます。

例えば、医療関係のゼミもあるのですか。

医療関係は予定されておられません。

他に、何かご質問等はございませんか。特に無いようですので、これまで承認したことのある③の行事について、何かご質問等はございませんか。特に無いようですので、報告第21号につきましては、これで終わります。続きまして、報告第22号、平成30年第4回(12月)富田林市議会定例会の報告について、まずは、教育総務課関係より報告をお願いします。

山本教育総務課長

それでは、報告第22号、平成30年第4回富田林市議会定例会の報告につきまして、教育総務課関係のご報告をいたします。それでは、資料5をご覧ください。日本共産党、岡田議員からの代表質問でございます。質問の趣旨としましては、(1)のエアコンの運用にあたっては、改訂された学校環境衛生基準に基づき、夏冬ともエアコン稼働させ、また、エアコン稼働の判断については学校現場にまかせるように求めるものでございました。次に、(2)については、今後、小学校普通教室へのエアコン設置に取り組む中で、工事発注の際には、地域活性化の観点から、地元業者に分離分割発注、もしくは、一括発注の場合でも地元業者が優先して下請けに入れる発注をするべきと考えるが、見解を問うものでした。(4)につきましては、今後、エアコンの使用に伴い、消費電力も増えることが予想されるので、電気代を賄ううえでも、太陽光発電設備の増設が必要と考えるが、見解を問うものでございました。

#### 《資料5 答弁内容について説明》

続いて、資料6をご覧ください。同じく、日本共産党、岡田議員からの代表質問でございます。質問の趣旨としましては、今年の6月議会でも質問されておりますが、学校で徴収されている費用の中で、学習費や視聴覚費については、本来公費負担すべきものも含まれていると考えるので、学校教育費における保護者負担の軽減を求めるものでございました。

#### 《資料6 答弁内容について説明》

続いて、資料10をご覧ください。公明党、遠藤議員からの代表質問でございます。質問の趣旨としましては、小学校普通教室へのエアコン設置について、計画を前倒して設置の決定に至った経過と、今後のスケジュールについて問うものでございました。

#### 《資料10 答弁内容について説明》

以上で、教育総務課関係の報告を終わります。

ありがとうございます。次に、教育指導室より報告をお願いします。

それでは、教育指導室関連の質問について、ご説明申し上げます。資料1をご覧ください。とんだばやし未来、尾崎議員からの代表質問でございます。質問の主旨は、9月に発生した台風21号時への対応を教訓として、大規模災害が予測されるとき市の教委による臨時休校の迅速な判断と情報伝達、さらには通学路の安全点検のあり方を問う主旨からの質問でした。

《資料1 答弁内容について説明》

次に、資料2をご覧ください。同じく、とんだばやし未来、尾崎議員からの代表質問でございます。質問の主旨は、子どもの安全対策の充実に向けて、質問の要旨(1)から(5)に書かれております取組みについて現状を問うとともに今後の充実を求めるものでした。答弁は、関係課で作成し教育委員会で一括して答弁致しました。

《資料2 答弁内容について説明》

続いて、資料3をご覧ください。引き続き、とんだばやし未来、尾崎議員からの代表質問でございます。質問の主旨は、子どもたちの居場所づくりについて、質問の要旨(1)から(4)について現状と充実を求めるものでした。答弁は、関係課で作成し教育委員会で一括して答弁致しました。

《資料3 答弁内容について説明》

続いて、資料4をご覧ください。日本共産党、岡田議員からの代表質問でございます。質問の主旨は、質問の要旨(1)から(4)のとおりです。

《資料4 答弁内容について説明》

次に、資料7をご覧ください。自由民主党、山本議員からの代表質問でございます。質問の主旨は、平成30年第1回市議会定例会の後追い質問として、小・中学校での領土・領海教育のために教育委員会で冊子を作成してはどうかという主旨からの質問でした。

《資料7 答弁内容について説明》

続いて、資料8をご覧ください。改革市民クラブ、伊東議員からの代表質問です。質問の主旨は、アンプラグドプログラミング教育や主体的・対話的で深い学びを進めるために反転学習を導入・実践することを求める主旨からの質問でした。

《資料8 答弁内容について説明》

続いて、資料9をご覧ください。公明党、遠藤議員からの代表質問です。質問の主旨は、小中学校における防災教育の充実のために、富田林市防災ノートを作成することを求める主旨からの質問でした。

《資料9 答弁内容について説明》

最後に、資料11をご覧ください。吉年議員からの個人質問です。質問の主旨は、近年の新生児医療の発達により、疾病等のある子どもの生命維持が可能となる中、本市における医療的ケアを必要とする子どもの受入の状況と支援体制について問う主旨からの質問でした。

《資料11 答弁内容について説明》

以上で、教育指導室関係の報告を終わります。

芝本教育長                    ありがとうございます。それではまず、資料 1、台風 21 号時の対応を教訓とした公立小中学校の休校および通学路の安全確保に関する今後の対応について、何かご質問等はございませんか。特に無いようですので、続きまして、資料 2、子どもの安全対策について、何かご質問等はございませんか。

勝山委員                    この子ども 110 番の家について、何年か前に依頼され、していたことがあります。その時はマニュアルなどはなかったのですが、今、子ども 110 番の家をされている方には、このような対応をしてくださいというような冊子やマニュアルをお渡しするのですか。

辻野教育総務部次長代理        現在におきましても、100%お渡ししているというわけではございませんので、今後なっただけの方に、子どもが助けを求めてきた場合に、どう対応すれば良いのかについて、しっかりと周知していただきたいというご要望でしたので、担当課のほうで、そのように進めさせていただきますとお答えいたしました。

勝山委員  
正木生涯学習課長            簡単に言うと、どうするのですか。  
端的に言いますと、子どもの現在の状況について確認していただき、その状況によっては 110 番通報するというような手順でございます。

勝山委員  
正木生涯学習課長            去年 1 年間で、子ども 110 番の家に駆けこんだ子どもの数は把握されていますか。  
実態は掴めておりません。

勝山委員  
正木生涯学習課長            子ども 110 番の家には、何かあった場合には、学校側にも連絡をくださいと言っておられるのですか。  
お伝えしているのは、その場での対応のみで、学校への連絡はお伝えしておりません。

仲野委員                    通学路に防犯カメラを設置することについてですが、我々町会の中でも、防犯カメラのお話はいろいろ出てきます。防犯カメラの設置については 50 万円補助されますが、メンテナンスに係る費用については、町会費で賄っていかなければならないので大変だという理由で設置をためらっている場合があるようです。ですので、設置に対する補助だけでなく、メンテナンスに係る補助もやっていただけるとありがたいと思います。

芝本教育長                    他に、何かご質問等はございませんか。特に無いようですので、続きまして、資料 3、子どもたちの居場所づくりについて、何かご質問等はございませんか。特に無いようですので、続きまして、資料 4、市立幼稚園に対する行政の役割を後退させないことを求めてについて、何かご質問等はございませんか。  
現在は、パブリックコメントの整理を進めているところですね。

辻野教育総務部次長代理        はい、そのとおりでございます。

芝本教育長                    他に、何かご質問等はございませんか。特に無いようですので、続きまして、資料 5、学校へのエアコン設置促進を求めてについて、何かご質問等はございませんか。

南委員  
山本教育総務課長            太陽光発電設備を設置するという計画は、全くないのですか。  
現在、小中学校には太陽光発電設備が設置されておりますが、増設してはどうかというご提案でしたので、増設に係る費用や設置場所の確保など、課題もございしますので、調査、研究してまいりますとお答えさせていただきました。

勝山委員                    パワーコンディショナというのは、太陽光発電設備のどの部分になるのですか。

山本教育総務課長 パワーコンディショナは、太陽光パネルで発生した直流の電気を交流の電気に変換し、家庭用の電気機器などで利用できるようにする設備でございます。

勝山委員 パワーコンディショナは、定期的に、例えば10年ぐらいで交換しなければならないものなのですか。

山本教育総務課長 パワーコンディショナの寿命は、一般的には10年から15年と言われておりますので、今後、更新の必要性があると認識しております。

勝山委員 太陽光パネルの耐久年数はもっと長いのですか。

山本教育総務課長 太陽光パネルの寿命は、一般的には20年から30年と言われておりますが、風雨などで少しずつ劣化は進んでいきますので、発電出力は年々低下していくと思われまます。

勝山委員 太陽光発電で得た電気はどうなっているのですか。

山本教育総務課長 発電された電気は、学校のポンプなどの動力系設備の電気に使用しております。また、余った電気については売電しております。

芝本教育長 他に、何かご質問等はございませんか。特に無いようですので、続きまして、資料6、義務教育における保護者負担の軽減を求めてについて、何かご質問等はございませんか。特に無いようですので、続きまして、資料7、小・中学校での領土・領海教育について、何かご質問等はございませんか。特に無いようですので、続きまして、資料8、本市の教育を充実させるためにについて、何かご質問等はございませんか。

仲野委員 意見ですが、アンブラグドプログラミングという言葉を使うことによって、プログラミング的思考というものに、世間の目を向けさせようとするために、この言葉を使っているのではないかと考えています。先生たちは、これまでも、きちっと筋道だっで考える教育をしていると思います。学習指導要領の変遷を見ても、昭和の時代から論理的思考は、どんどん出てきている訳で、このような質問については、これまでも実践してきていると答えても良いのではないかと考えています。

芝本教育長 他に、何かご質問等はございませんか。特に無いようですので、続きまして、資料9、学校での防災意識の醸成について、何かご質問等はございませんか。特に無いようですので、続きまして、資料10、小学校普通教室へのエアコン設置について、何かご質問等はございませんか。特に無いようですので、続きまして、資料11、医療的ケアの必要な子どもへの支援体制について、何かご質問等はございませんか。

南委員 今、医療的ケアが必要な子どもさんは、具体的にはどのくらい在籍されているのですか。

辻野教育総務部次長代理 平成29年で、小学校2名、中学校2名、合計4名でございます。

南委員 具体的には、どういった医療的ケアが必要なのですか。

辻野教育総務部次長代理 吸引や導尿でございます。すでに卒業されましたが、胃ろうの方もおられました。

山元委員 参考までにとおもいますが、私が伏山台小学校で初めて医療的ケアが必要な子を受け入れたとき、その子は気管切開だったのですが、主治医の先生からは、とても細かいチューブなので抜けたときにすぐに入れないと、10分以内に呼吸困難になって命にかかわることになると言われました。チューブを入れなおすことは医療行為ですが、保護者の方や看護師さんは、先生の指示で処置できますが、子どもが何かにつかかってチューブが外れたら、先生たちも、すぐに入れないといけないと言われました。それ

で、この医療的ケアに関しては、保護者と校長が医療的ケアについて、こういう確認をしましたという書類を書いて、教育委員会に提出しなければならないのですが、主治医の先生が、どういう事があってもチューブを入れてほしいということをおっしゃったので、保護者は書類にそうしてほしいとおっしゃいました。しかし、先生たちは怖いし、万が一、間違った対応をすると大変なことになるということで、私もすごく困りまして、校医さんに相談させていただきました。その校医さんは、自分も校医として受け入れるのは初めてなので、学校の心配を考慮して下さって、医師会へご相談して下さい、また、その医師会の先生も、医師会の顧問弁護士にご相談して下さい、学校現場はすごく困惑しているということで、万が一、命にかかわるような大事な時には、チューブを入れないと絶対だめだという、そういう一言を書面に入れることをアドバイスしていただきました。先生方も私たちも、その一言を入れますから、何かあったときには医療的ケアをしましょうということを確認して、保護者の方も納得してくださいました。だから、校医さんとの連携は、私はすごく大事だなと思ったことと、その後、チューブが抜けるということは日常茶飯事で、子どもが後ろからぶつかったり、休み時間にもそういうことがありえるとおっしゃったので、避難訓練のように、放課後に教師がその子ども役になったり、周りの集団になったり、シミュレーションをして、その子がいる限りは毎年必ず、医療的ケアの訓練をしていました。そういう事をやると先生たちも、子どもの今のおかれている症状がよく分かって、知識も深まりましたし、毎年必ず、主治医の先生には会いに行き、必ず今の学校での様子と先生が要望されることをお聞きしていました。そうすることで、答弁の最後にも書いてあります安全・安心な学びの場として、子どもたちが過ごせるのではないかとということで、頑張っただけでやっていた。また何かあったら参考にさせていただければと思います。

南 委 員

今、法律がどんどん変わってきているので、現在はどうなっているのかは不確かですが、確かにその頃は、医療従事者か家族でないと医療的行為は禁じられていたと思います。だから、そこを先生にしろとか、誰でもいいから、そこにいた人にしろというのは、法律的に問題があったのではないかと思います。最近では、だんだん在宅医療が進み、医療従事者でなくても、ヘルパーの資格でも講習を受ければ、いろんな医療行為ができるなど、だんだん広がってきていますので、学校で医療的ケアを受け入れるという前提で、例えば、学校の先生方も研修の中に、医療的ケアに関することを組み込んでいって、そういう場合にできる知識を付けていただくことで、今後の受け入れがしやすくなるのではないかと思います。

芝本教育長

確かエピペン、あらかじめ教職員が使い方を理解していれば、注射しても問題ないということですね。

南 委 員

そうですね。エピペンを最初学校に置いておくことになったときも、よく先生方から相談され、どこに置いておくのが良いのか、どのタイミングで注射すれば良いのか、何もない状態で注射しても悪いことではないので、不安だったら、症状がなくても注射しても良いです、というお話をその時はしていたのですが、では、誰が注射するのかなど、いろいろ課題はあると思います。

芝本教育長

確かに、人の命に係わることで、勇気がいることなので、今でもエピペンを注射することは、教員もとても怖いと言っております。



南 委 員 　　ただ、そういうことも全部、研修の中に組み込んで受けていただくことで、怖さも少し和らぐのではないかと思います。

芝本教育長 　　エビペンについては、毎年研修を行っているのですね。

辻野教育総務部次長代理 　　はい、そのとおりでございます。

芝本教育長 　　他に、何かご質問等はございませんか。特に無いようですので、報告第 22 号につきましては、これで終わります。続きまして、報告第 23 号、教育に関する事務の点検・評価報告書（案）について、教育総務課より報告をお願いします。

山本教育総務課長 　　それでは、報告第 23 号、教育に関する事務の点検・評価報告書（案）について、ご説明させていただきます。この点検・評価報告書は、平成 20 年度の法改正によりまして、義務付けされたもので、平成 29 年度実績に関しましては、新たに策定されました、平成 29 年度から 10 年間を期間とした総合基本計画により、施策を展開していくこととなりましたので、これまで第 4 次総合基本計画にあわせて作成していた点検・評価報告書の内容を改めました。

　　点検評価の手法につきましては、市全体でも事務事業評価を行っていることから、その内容に合わせるとともに、昨年度作成しました各課の点検・評価報告書の内容も参考にしながら、各課の主な予算事業をピックアップし、点検結果・評価シートにより、取りまとめさせていただきました。点検・評価報告書（案）の 1 ページからの教育委員会活動概況については、昨年度からの様式の変更はございません。6 ページ以降の教育に関する事務の点検・評価についての内容が、昨年度からの変更しているところです。先ほど、ご説明させていただいた通り、点検結果・評価シートにより各課の主な事務事業について取りまとめさせていただきました。

　　本日は、教育委員の先生方からご意見などをいただき、修正等も加えていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上で、ご説明とさせていただきます。

芝本教育長 　　ありがとうございます。それでは、この件につきまして、何か訂正、付け加え、ご質問等はございませんか。

山本教育総務課長 　　非常に見やすくなった感じがしますが、これはいつ公表される予定ですか。

芝本教育長 　　今回、ご確認いただきまして、修正等があると思われましたので、来月の定例教育委員会会議のほうで、議案として提案させていただきたいと考えております。

芝本教育長 　　では、少し時間もございますので、再度ご確認いただきまして、訂正等ありましたら事務局までご報告いただくようお願いいたします。他に、何かご質問等はございませんか。特に無いようですので、報告第 23 号につきましては、これで終わります。続きまして、報告第 24 号、平成 31 年富田林市成人式（きらめき同窓会）について、生涯学習課より説明をお願いします。

正木生涯学習課長 　　それでは、報告第 24 号、平成 31 年富田林市成人式の開催につきまして、説明させていただきます。趣旨としまして、満 20 歳を迎えた青年たちを大人として、同時に成人としての自覚と行動を促し、社会人として大きく成長することを期して開催いたします。主催は、富田林市、富田林市教育委員会。協力としまして、富田林市青少年指導員連絡協議会。開催日時は、平成 31 年 1 月 14 日（祝）、午前 10 時 30 分から 12 時 30 分まででございます。会場は、すばるホール。対象者は、本市の住民基本台帳

に記載又は外国人登録原票に登録されている平成10年4月2日から平成11年4月1日までの間に生まれた人で、平成30年11月1日現在で、1,359人でございます。プログラムは、資料に記載のとおりでございます。なお、第2部のきらめき同窓会につきまして、去年まで第2部では、はたちの集いとしまして、ドリンクと簡単な軽食を出していたのですが、今回から軽食をなしにしまして、ドリンクのみを提供することに変更させていただきました。また、名称もきらめき同窓会としまして、小学校区域別の会場を設営しまして、同窓会のようなものを分散して行うこととしております。次に、記念品としまして、牛革製の名刺入れ。こちらは市内7か所の障害児共同作業所のみなさんの協力で製作したレザークラフトで、子どもたちのメッセージを添付します。最後に、これまでの対象者数の経緯として、平成31年は1,359人、平成30年度は1,382人、平成29年は1,356人で、昨年と比較しますと減少となっております。以上で、ご説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

芝本教育長

ありがとうございます。それでは、この件につきまして、何かご質問等はございませんか。

山元委員

今のご説明で、きらめき同窓会に変更し、軽食をなしにしたのは、やはり食べない方が多いからですか。

正木生涯学習課長

近隣の市町村では、飲食を伴って出しているところが、ほとんどなくなってきておりまして、今回、飲食共になくしてはどうかという意見もございましたが、とりあえず、軽食は抜いて、飲み物だけ出して、今後は飲み物もなしにすることも考えております。

山元委員

小学校区域ごとに会場を分けるとおっしゃっていましたが、やはり大きい会場に集まっても、小学校ごとに人が集まっているという、そういう雰囲気なのですか。

正木生涯学習課長

これまでは、そういう区割りをしておりませんでした。やはり同窓会のような集まりになることが多いので、昔の友人に会えるというのを目安として、導入させていただくことになりました。

芝本教育長

他に、何かご質問等はございませんか。特に無いようですので、報告第24号につきましては、これで終わります。続きまして、日程第4、富田林市教育委員会の議決を経るべき議案に移らせていただきます。今回は2件の案件がございます。それでは、議案第21号、中学生チャレンジテスト（3年生）の結果公表について、教育指導室より説明をお願いします。

西岡教育指導室参事

それでは、平成30年度中学生チャレンジテスト（3年生）の結果の公表について、お手元の資料に沿って説明させていただきます。チャレンジテストにつきましては、大阪府より示されております実施要領の中で、「市町村教育委員会は、域内の状況にかかる調査結果の公表に努めること。」と示されておりますことから、本年度より、大阪府が公表しております様式を参考に、ご覧いただいている内容で公表を行いたいと考えております。では、資料について順に説明いたします。

まず、資料の大まかな構成ですが、国語から英語までの5教科の学力状況を左上から順に、2段に分けて掲載しています。資料右下には、各教科に関するアンケート結果をまとめております。次に、各教科の結果について説明いたします。

左上の国語をご覧ください。教科名のタイトルのすぐ下に正答率と無答率を掲載し

ております。正答率は、大阪府が 53.0 に対して本市は 54.1 と府を上回っております。対しまして、無答率は、大阪府の 16.0 に対して本市は 13.7 と府を下回っております。その下は得点の人数分布を示したグラフですが、棒グラフが本市で、折れ線グラフは大阪府となります。このグラフから、本市においては府に比べて 65 点～74 点の層が厚くなっていることが分かります。次に、その左の横棒グラフをご覧ください。このグラフは、各設問の正答率を、問題の形式別・評価の観点別・学習の領域別にまとめ、府と比較したものとなります。赤色の棒が本市、青色の棒が府を現しています。このグラフから、知識・理解・技能は良好であるもの、書く能力について、課題が見られることが分かります。最後に、グラフの上の枠囲みをご覧ください。黒四角の 1 つ目は、学力の分布傾向を、二つ目は府と比較した正答率と無答率の状況を、三つ目と 4 つ目には右下横棒グラフから読み取れる成果と課題を記載しております。続いて、社会から英語の結果につきましては、今説明した枠囲みの内容を中心に、順に説明いたします。

社会では、学力の分布は 50～54 点を頂点とする山形となっております。本市の正答率は 53.2 で大阪府を上回り、無答率は 2.8 で大阪府を下回っております。社会的な思考・判断・表現は良好ですが、資料活用や記述式の問題で課題が見られます。

数学では、学力の分布は、やや得点の高いほうに寄ったなだらかな山形です。本市の正答率は 60.5 で大阪府を上回り、無答率は 7.7 で大阪府を下回っております。数学的な技能は良好ですが、数学的な見方や考え方について課題が見られます。

理科では、学力の分布は、やや得点の高いほうに寄ったなだらかな山形です。本市の正答率は 59.4 で大阪府を上回り、無答率は 4.9 で大阪府を下回っております。自然事象についての知識・理解は良好ですが、物理的領域について課題が見られます。

次に英語では、学力の分布は、やや得点の高いほうに寄ったなだらかな山形です。本市の正答率は 60.2 で大阪府を上回り、無答率は 2.2 で大阪府を下回っております。外国語理解の能力は良好ですが、言語や文化についての知識・理解について課題が見られます。

最後に、アンケート結果ですが、内容としましては各教科の「授業はよく分かるか」を調べたものです。5 教科とも、肯定的な回答が府を上回っており、各校における授業づくりの工夫が、良好な結果に結びついていると考えております。以上、公表を考えております資料について提案させていただきました。ご検討よろしくお願いたします。

芝本教育長

ありがとうございます。それでは、議案第 21 号につきまして、何かご質問等がございますか。

南委員

チャレンジテスト自体が、どういうものか教えていただきたいのですが、この知識は当然理解してほしいというレベルで問題が作られているのか、平均点の山の中心が、60 点ぐらいになる問題が適切な問題であると、昔に聞いたことがあるのですが。

西岡教育指導室参事

教科によって、若干ばらつきはございますが、基本的にはこの程度の問題は答えてもらえたらということをご想定しております。概ね、各教科の平均点で見ましても、50 点台が多いかと思いますが、そのような難易度の問題となっております。

なお、チャレンジテストにつきましては、平成 26 年度から始まったものですが、大阪府の中学校での評価方法が、それまでの相対評価から絶対評価に変わることに伴いまして、その評価の信頼性、妥当性を担保するという、学校間での大きな違いがあつてはいけませんので、その尺度として導入されたものでございます。

南 委 員

このレベルは答えられて当然という問題であるのならば、この国語や社会は目標に到達できていないということになりますか。

西岡教育指導室参事

全国学力学習状況調査のように、こういう問題を解ける力を身につけてほしいという問題をモデルとした問題もありますので、そういった総合的に思考力、判断力、表現力を働かせるような問題については、正答率がやや下がっている状況になります。

勝 山 委 員

この結果は、本人には通知されるのですね。

西岡教育指導室参事

はい、そのとおりでございます。

勝 山 委 員

他の生徒の点数はわかりませんよね。自分の点数だけですね。

西岡教育指導室参事

はい、そのとおりでございます。

芝本教育長

他に、何かご質問等はありませんか。特に無いようですので、議案第 21 号につきましては、提案どおり議決させていただきます。この結果につきまして、しっかり分析を行っていただき、各校の取組に繋がるようお願いいたします。続きまして、議案第 22 号、平成 31 年度使用教科用図書の採択について、教育指導室より説明をお願いします。

辻野教育総務部次長代理

それでは、議案第 22 号、平成 31 年度使用教科用図書の採択について、ご説明させていただきます。資料の議案第 22 号をご覧ください。

平成 31 年度使用教科用図書については、7 月の定例会議において、採択いただいたところですが、今回は、それを受けての提案となります。学校教育法附則第 9 条「高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第 34 条第 1 項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第 34 条第 1 項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。」に基づいて、子どもの状況を鑑み、同学年での教科用図書及び下学年の教科用図書、文部科学省著作教科書では指導が困難なため、別紙のとおり、一般図書の使用について、採択下さいますよう提案させていただきます。以上、よろしく願いいたします。

芝本教育長

ありがとうございます。それでは、議案第 22 号につきまして、何かご質問等はありませんか。特に無いようですので、議案第 22 号につきましては、提案どおり議決させていただきます。今回採択されました使用教科書を、今後、子どもたちの学力向上に向けて、是非とも活用していただくようお願いしておきます。以上で、本日の日程は、すべて終了となりました。本日の案件に対しまして、活発なご意見、ご質問をいただきまして、ありがとうございます。これで、平成 30 年度 12 月の定例教育委員会会議を終了いたします。